

第 4 章

プランの推進



① あらゆる施策に男女平等参画の視点を反映させる庁内推進体制の充実

本市においては、男女平等参画施策を総合的に推進するために、「泉南市男女共同参画施策推進本部」を設置しています。今後も、あらゆる施策に男女平等参画の視点を反映させられるよう、全庁的に総合調整するため庁内推進体制の充実・強化を図ります。

また、すべての職員が男女平等参画社会及び男女平等参画施策についての理解を深められるよう、「泉南市職員男女平等参画推進行動計画」を策定し、全庁的に取り組んでいきます。

② 拠点施設の整備

2003（平成15）年に開設した「せんなん男女共同参画ルーム（ステップ）」を男女平等参画の実現に向けた市民の主体的な活動を支援する拠点施設として位置づけ、整備を図るとともにより多くの市民に利用・活用されるよう充実を図ります。

なかでも、男女平等参画の視点に立った市民活動グループ及び女性リーダーの育成や男女が抱える多種多様な悩みについて、その解決を図るための相談体制のさらなる充実と関係諸機関との連携を深めるため、相談事業のネットワーク化を図ります。

また、「配偶者暴力相談支援センター」としての機能が果たせるよう整備を進めます。

③ 国・府との連携

地方分権の時代にあって、国・府・市の関係は、従来の縦の関係から適切な役割分担のもと、対等・協力の新たな関係へと進んでいます。男女平等参画社会の実現に向け、労働関係や社会保障行政のように、基本的には国・府の施策推進を待たなければならないものもありますが、このような場合でも、市として近隣の自治体と連携を図りつつ、国・府に対し積極的に要望するなど可能な限りの事業展開、施策推進をめざします。

④ 計画の進行管理

本計画の実効性を高めるために、重点目標ごとに指標を設定し、数値目標を掲げます。

庁内の各課が実施する施策の推進状況を毎年取りまとめ、進捗状況について把握し、計画の着実な遂行に努めます。数値目標の達成状況や進捗状況のまとめについては、泉南市男女平等参画推進審議会に報告し、市民に公表します。

■計画推進の指標一覧（再掲）

基本目標	指標名	現状値	目標値（H28）
I	男女ともに住みやすい・住み続けたいまちだと思う市民の割合	住みやすい 60.8% 住み続けたい 61.9% (H22年 第5次泉南市総合計画策定にかかる市民意識調査)	65%以上
I	「社会通念・慣習」で「男女が平等になっている」と感じている人の割合	22.2% (H22年 第5次泉南市総合計画策定にかかる市民意識調査)	40%以上
I	市における審議会等の女性委員の割合	20.4%（H23.4.1）	40%以上60%以下（※1）
I	市における女性の管理職の割合（※2）	2.3%（H23.4.1）	12%以上
I	せんなん男女共同参画ルーム（ステップ）の登録グループ数	10グループ（H23）	13グループ
I	せんなん男女共同参画ルーム（ステップ）「女性のための電話相談」相談件数	24件（見込み）（H23）	70件
II	女性職員の活躍推進や男女が働きやすい職場づくりをめざした研修の開催回数	4回／年（H23）	6回／年
II	「男女いきいき・元気宣言」事業者制度への登録企業数	0社（H23）	3社
II	労働相談の開催回数及び相談件数	4回／年、2件（H23）	4回／年、10件
II	学童保育サービスの実施	9/10小学校区（H23）	全小学校区
II	市における男性職員の「出産及び育児への参加のための休暇」取得者率	50%（H23）	70%
II	市内事業所へのセクシュアル・ハラスメント防止啓発資料の配布	0回／年（H23）	2回／年、100件
III	相談員への研修の開催回数	2回（H22）	4回
III	乳がん・子宮がん検診受診率	乳がん 12.5%（H22） 子宮がん 14.2%（H22）	50%以上
III	女性の心とからだの健康を保つための情報提供の回数	2回／年、15件（H23）	3回／年、50件
III	リプロダクティブ・ヘルス／ライツという考え方を普及するためのセミナーの開催回数	0回（H23）	4回
III	若者向けの性感染症や望まない妊娠の回避、喫煙、薬物依存などに関するセミナーの開催回数	0回／年（H23）	4回／年、100件
IV	学校教育の中で、男女平等参画に関する授業を実施した回数	2回／年（全校）（H23）	3回／年（小学校） 1回／年（中学校）
IV	男女平等参画をテーマにした講座やセミナーの参加者数	約400人（見込み）（H23）	600人
V	ドメスティック・バイオレンス（DV）に関する連絡会議の開催回数	1回（H23）	3回
V	若者へのデートDV防止啓発事業の実施	0回（H23）	2回

※1 男女いずれか一方の委員が4割未満とならない状態をめざします。

※2 一般行政職を対象